

地方税法第20条の2及び菊池市税条例第18条の規定により次の書類を公示送達します。
 なお、この公示送達する書類は、当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

令和8年10月26日

江頭 実

[illegible]